

# ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所 ショートステイ 第3はなの里 運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こもはら福祉会が開設するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所 ショートステイ第3はなの里（以下、「事業所」という）の運営について必要な事項を定め、円滑な事業の運営と、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、また、利用者の家族が介護によって抱えている身体的、精神的な負担を少しでも軽減できることを目的として、利用者の日常生活上の介護、支援を行う。

2 事業所は、各ユニットにおいて、利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができ、かつ、他の利用者や地域社会との交流を通じて生活の充実感を味わうことができるよう支援する。

3 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視しながら、関係する行政機関や介護保険サービス提供事業者等との密接な連携を図るものとする。

4 短期入所生活介護事業所を併設し、その管理者及び従業者は当事業所の管理者及び従業者が兼務する。また、その設備は当事業所設備を共用とする。

## 第2章 施設の名称等

(施設の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

名称	ショートステイ 第3はなの里
所在地	三重県名張市西田原2100番地

## 第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者)

第4条 事業所は、介護保険法に基づく「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準」等に示された所定の従業者を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- (1) 施設長(管理者) 1名(常勤・特別養護老人ホームの管理者と兼務)
- (2) 医師 1名(非常勤・特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の医師と兼務)
- (3) 生活相談員 2名以上(特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の生活相談員と

兼務)

(4) 介護職員 30名以上(特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の介護職員との合計)

(5) 看護職員 4名以上(特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の看護職員との合計)

(6) 機能訓練指導員 1名以上(特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の機能訓練指導員と兼務)

(7) 管理栄養士 1名以上(特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の管理栄養士と兼務)

(8) 事務員 2名(特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の事務員と兼務)

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 従業者は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は、別紙職務分担表によることとする。

2 従業者は、別に定める「介護マニュアル」「感染症対策マニュアル」「事故防止対策マニュアル」等を遵守することとする。

(1) 施設長(管理者)は、事業所のすべての業務を統括するとともに、従業する職員を指導監督し、利用者が安全、安心のサービス利用をできるように努める。

施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

(2) 医師は、利用者に対し、健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員は、利用者の入退所、生活相談、面接、身上調査並びに処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。

(4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。

(5) 看護職員は、利用者の主治医との連携を十分に図りながら、診療の補助及び看護に従事し、介護職員と協力して利用者の日常生活を支援する。

(6) 管理栄養士は、献立作成、経口摂取への助言、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。

(7) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

(9) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

3 日中については、ユニットごとに常時1.5名以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1.5名以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

#### 第4章 営業日、営業時間及び利用定員

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日は通年で休業日は原則としてなしとする。

2 営業時間は24時間とする。

(定員)

第7条 事業所の入所定員は、30名とする。(短期入所生活介護の利用者を含む)ただし、母体施設である特別養護老人ホームの一時的な空床を介護予防短期入所生活介護用として利用する場合は、その分を加える。

#### 第5章 利用者に対するサービス内容等

(介護予防短期入所生活介護計画の作成と開示)

第8条 事業所は、おおむね4日間以上連続して利用される利用者について、「居宅サービス計画書」をもとに、サービス内容等を記載した【介護予防短期入所生活介護計画書】等の原案を作成し、それを利用者及び家族に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。

2 前項に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。

(サービスの提供)

第9条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、【介護予防短期入所生活介護計画書】等に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。又、【介護予防短期入所生活介護計画書】を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第10条 事業所は、【介護予防短期入所生活介護計画書】に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 事業所は、前項のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第11条 事業所が提供する居室は原則個室とする。その際、利用するユニット及び居室は、利用者の希望を考慮しながら、事業所側と利用者、家族とで居室の状況、空室の状況等をふまえて協議し、合意の上で決定するものとする。ただし、事業運営上やむを得ない場合には急遽変更する場合もあり得るものとする。

2 ユニット数は2とする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

4 1ユニットの定員は、15名以下とする。

(共同生活室)

第 12 条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの利用者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造とする。

2 利用者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう、共同生活室に簡易な調理設備を設置する。

(入浴)

第 13 条 施設は、利用者が身体の清潔を維持し精神的に快適な生活を営むことができるよう、1 週間に 2 回以上、入浴又は清拭を行う。ただし、利用者に傷病がある場合や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が、入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第 14 条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第 15 条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第 16 条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事は、おおむね次の通りの時間帯で、利用者の生活スタイルと希望により協議して対応する。

朝食 午前 7 時 30 分～午前 9 時 00 分

昼食 午後 0 時 00 分～午後 1 時 30 分

夕食 午後 6 時 00 分～午後 7 時 30 分

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間（調理後 2 時間以内）、食事の取り置きをすることができる。

4 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合(最低 1 日前)には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(相談、援助)

第 17 条 利用者の心身の状態及び、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第 18 条 利用者の心身の状態等に応じて、利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(口腔衛生の管理)

第 19 条 入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第 20 条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

1 日当たりの主な日課及び年間行事

(1) 1 日当たりの主な日課

6 時頃～	利用者なりの起床
7 時半～9 時頃	朝食時間
9 時半頃～	ご希望により入浴／機能訓練／趣味活動その他
12 時～13 時半頃	昼食時間
14 時頃～	ご希望により入浴／趣味活動／機能訓練その他
15 時頃	おやつ
18 時～19 時半頃	夕食時間
21 時頃～	利用者なりの自由時間、就寝

(2) 年間行事は特別養護老人ホームの行事に準じ、ユニットの特徴に合わせて可能な範囲で実施する。

(介護)

第 21 条 第 13 条から 20 条までの規定以外に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の利用者の状態に合わせ、【介護予防短期入所生活介護計画】に沿って提供するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 22 条 介護予防短期入所生活介護事業所職員は、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常を送迎の実施地域)

第 23 条 通常を送迎の実施地域は名張市内とする。

2 通常送迎の地域以外に居住している利用者についても、管理者が状況を勘案し利用が適当と判断された場合には送迎の利用も可能とする。

第 6 章 指定介護予防短期入所生活介護の利用料及び支払いの方法

(利用料)

第 24 条 介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、介護保険外の利用による利用料の額は、その 10 割全額とする。

2 その他、次に掲げる費用は利用者負担となる。

- ・食事の提供に伴う費用
- ・滞在中の居住の提供に伴う費用
- ・理美容代等、通常必要となる日常生活上の費用で、利用者負担が適当と認められる費用
- ・その他、教養娯楽、レクリエーション等に係る費用で、その利用者の負担が適当と認められる費用

3 通常の事業実施地域を越えて行う、指定介護予防短期入所生活介護に伴う送迎サービスについては、次の費用を利用者から徴収することができる。

- ・通常の事業実施地域を越えた地点から片道1km毎に20円

4 事業所は、利用者に対して利用料等の請求をする際には、一ヶ月単位で計算し、請求の内訳をわかりやすく明記した請求書を作成し、文書で送付する。

5 事業所の利用者または家族は、事業所から請求を受けた場合、金融機関口座振替による支払いを行うものとする。

## 第7章 事業所利用に当たっての留意事項及び従業者の義務

(指定介護予防短期入所生活介護の利用契約)

第25条 事業所は介護予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者及び家族に対して介護予防短期入所生活介護サービス利用契約内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあつては、利用契約の締結がサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第26条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、事業所の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(面会)

第27条 利用者が介護予防短期入所生活介護事業を利用中に外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録し、許可証の発行を受けて、事業所内では常にその許可証を携行するものとする。管理者は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。また、外来者は面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(衛生管理及び介護予防短期入所生活介護事業所職員等の健康管理等)

第28条 事業所は使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、介護予防短期入所生活介護事業所職員に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(衛生管理等)

第29条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿って対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、保険会社と調整の上、できる限り速やかに損害賠償を行うものとする。

(事業所内の禁止行為)

第31条 利用者及び従業者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、事業所の設備若しくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第32条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命及び身体等に危険がある等の正当な理由

がある場合並びに、正当な権限を有する官憲の命令による場合及び別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

## 第8章 非常災害対策

（災害、非常時への対応）

第33条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画を立て、従業者及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加を得られるよう連携に努めるものとする。

4 利用者は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

5 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

## 第9章 その他の運営についての重要事項

（身体拘束等）

第34条 事業所は、利用者の身体拘束や虐待に当たる行為は行わない。ただし、利用者又は他の利用者、従業者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第35条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第36条 施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動にあつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(利用資格)

第37条 事業所の利用資格は、要介護認定にて要支援と認定され、事業所の利用を希望する方であつて、医療的治療を必要とせず、利用料の負担ができる方及びその他法令により利用できる方とする。

(実習生の受け入れ)

第38条 事業所は、従業者及び後進の指導のために、各種養成校及び高校、大学、資格取得のための機関等からの要請により、適切と認められる場合には実習生を受け入れることがある。その際、利用者の個人情報やプライバシーの保護には最大限の配慮をし、実習生への指導を充分に行うこととし、利用者も協力するものとする。

(苦情対応)

第39条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無及び改善方法について、利用者又はその家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別紙【施設苦情・相談解決窓口】に記載された通りである。

## 第10章 雑則

(委任)

第40条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改正)

第41条 この規程を改正又は廃止したときは社会福祉法人こもはら福社会理事会に報告するものとする。

附則

(施行)

この規程は平成23年4月1日から施行する。

平成23年	7月	1日改定	平成23年	10月	1日改定
平成24年	4月	1日改定	平成25年	4月	1日改定
平成27年	4月	1日改定	平成28年	4月	1日改定
平成31年	4月	1日改定	令和3年	6月	1日改定
令和3年	10月	1日改定	令和5年	4月	1日改定
令和7年	4月	1日改定	令和7年	6月	1日改定
令和8年	1月	1日改定			